

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

第3期中期目標

平成27年11月

経済産業省

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
第3期中期目標 目次

前文

<第2期中期目標期間中のNEDOの業務の変化及び目標達成状況>	1
<第3期中期目標の基本的方向>	1
1. 中期目標の期間	3
2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	3
(1) 技術開発マネジメント関連業務	3
① 技術開発マネジメントの機能強化	5
i) 企画 (Plan) / 実施 (Do)	5
i) -1 ナショナルプロジェクト (実証事業を除く。)	5
a. 技術戦略及びプロジェクト構想の策定	5
b. PMの選定	5
c. 基本計画の策定	5
d. 実施体制の構築	6
e. プロジェクトの実施	6
f. ステージゲート方式の導入	6
g. アワード方式の導入	6
i) -2 実証事業及び実用化促進事業	6
a. 実証事業に係る基本計画の策定等	7
b. 公募	7
c. 選定・採択	7
ii) 評価 (Check) / 反映・実行 (Action)	8
a. 中間評価等	8
b. 事後評価	8
c. 追跡評価等	9
iii) その他	9
② 技術開発型ベンチャー企業等の振興	10
③ オープンイノベーションの推進	10
④ 国際共同事業の推進	10
⑤ 技術開発成果の事業化支援	11
⑥ 情報発信等の推進	11
⑦ 人材の流動化促進、育成	12
⑧ 技術分野ごとの目標	12
i) 新エネルギー分野	12

a.	太陽光発電	12
b.	風力発電	13
c.	バイオマス	13
d.	海洋エネルギー発電	13
e.	再生可能エネルギー熱利用	13
f.	系統サポート	13
g.	燃料電池・水素	13
ii)	省エネルギー分野	14
iii)	蓄電池、エネルギーシステム分野	14
a.	蓄電池	14
b.	スマートグリッド、スマートコミュニティ	14
iv)	クリーンコールテクノロジー（CCT）分野	15
v)	環境・省資源分野	15
a.	フロン対策技術	15
b.	3R分野	15
c.	水循環分野	15
d.	環境化学分野	15
e.	民間航空機基盤技術	16
vi)	電子・情報通信分野	16
vii)	材料・ナノテクノロジー分野	16
a.	革新的材料技術・ナノテクノロジー	16
b.	希少金属代替・使用量低減技術	16
viii)	バイオテクノロジー分野	17
a.	バイオシステム分野	17
b.	医療システム分野	17
ix)	ロボット技術分野	17
x)	新製造技術分野	17
xi)	IT融合分野	18
xii)	国際展開支援	18
xiii)	境界・融合分野	18
(2)	クレジット取得関連業務	18
(3)	債務保証経過業務・貸付経過業務	19
3.	業務運営の効率化に関する事項	19
(1)	機動的・効率的な組織・人員体制	19
(2)	自己改革と外部評価の徹底	19
(3)	職員の意欲向上と能力開発	20

（４）業務の電子化の推進	20
（５）外部能力の活用	20
（６）業務の効率化	20
（７）随意契約の見直しに関する事項	21
（８）コンプライアンスの推進	21
4. 財務内容の改善に関する事項	21
（１）繰越欠損金の増加の抑制	21
（２）自己収入の増加へ向けた取組	22
（３）資産の売却等	22
（４）運営費交付金の適切な執行に向けた取組	22

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 第3期中期目標

<第2期中期目標期間中のNEDOの業務の変化及び目標達成状況>

- ・ 平成15年(2003年)10月に独立行政法人化した「新エネルギー・産業技術総合開発機構」(以下、「NEDO」という。)は、平成20年4月の第2期中期目標開始時点では、その行うべき業務を「産業技術開発関連業務」、「新エネルギー・省エネルギー関連業務」及び「クレジット取得関連業務」の3つに重点化し、その目標達成のための努力を開始した。
- ・ しかしながら、本目標期間における独立行政法人等に係る諸々の政府決定などにも基づき、NEDOは、主に「ナショナルプロジェクト」(民間企業等のみでは取り組むことが困難な、実用化・事業化までに中長期の期間を要し、かつリスクの高い技術開発関連事業)に関する「技術開発マネジメント」関連業務に一層特化してきた。また、これに併せて、本マネジメント機能を十分に必要としない業務については抜本的な見直しを行い、エネルギー使用合理化事業者支援補助金等の大幅削減(平成23年度)をはじめ、不要資産の国庫納付、民間出向者の計画的抑制、事業費の削減、石炭関連業務等の独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構への移管等を実施してきた。
- ・ また、NEDOの行う技術開発マネジメントは、エネルギー分野をはじめとする産業技術分野全般に及び、第2期中期目標終了時においては、燃料電池やスマートコミュニティ関連技術を始めとする競争力のある産業の創出に貢献してきた。また、第2期中期計画における成果目標としての特許出願数(国内5,000件、海外1,000件)や、国内における温室効果ガス削減量(905万トン-CO₂/年)を大幅に超過達成するなどの実績を上げてきた(これまでの実績は、特許出願数については、国内5,147件、海外2,525件、温室効果ガス削減量については、1,781万トン-CO₂/年)。
- ・ さらに、この間、NEDOは、各国の政府・自治体、国際機関も含めた関係機関との協力協定書(MOU)を60本締結することなどを通じ、本マネジメント機能を海外にも展開してきている。より具体的には、各国政府等のニーズも踏まえた上で、これらの支援策も引き出しながら案件の具体化を進めることにより、実証等を通じ、我が国の優れた技術を発展させるとともに、海外市場を開拓する事業者を積極的に支援してきている。

<第3期中期目標の基本的方向>

- ・ NEDOのミッションは、「政府の行う主として産業技術政策などの具体的実施機関として、組織の有する専門性等を十分に活用しつつ、基礎研究から実用化・実証・

事業化まで一貫した『技術開発マネジメント』の効率的・効果的实施を通じ、技術シーズを、企業等による新製品・新サービス等の具体的成果の創出に繋げること」である。また、このことをより具体的、重点的に言い換えれば、NEDOとは、「政府から交付された技術開発プロジェクトの関係予算を、きめ細かく適切に執行・管理し、限られたリソースを最大限効果的に活用して、長期的な視点から具体的な戦略を構築し、リスクは高いが中長期的な我が国産業競争力向上等のために投資すべき分野に適切に技術開発資金を配分することにより、多くの革新的技術シーズを創出するとともに、既存のものも含め革新的技術シーズを事業創造に結びつける『橋渡し』を推進すること、オープンイノベーションを推進することなどにより、我が国のイノベーションシステムの強化に貢献する機関」である。さらに、これらの推進を通じて、技術開発型ベンチャー企業のエコシステム構築やプロジェクト・マネジメント人材（以下「PM人材」という。）の育成などにも貢献することが期待される。

- ・ したがって、NEDOは、エネルギー分野をはじめとする産業技術分野全般に係る技術開発マネジメントを総合的に行う中心的機関として、マネジメントの実施等を通じ我が国の経済社会が必要とする具体的成果を創出するとともに、我が国の産業競争力の強化、エネルギー・環境制約の克服に引き続き貢献するものとする。

なお、その際、NEDOの各事務・事業を評価するための指標の開発や目標の設定及びその実現のために必要な措置を検討することとする。

- ・ また、「技術開発マネジメント」について、NEDOは、個々の事業を対象としたマネジメントのみならず、それらから得られる知見・ノウハウを蓄積・活用した上で、各事業・各分野に係る共通要素から構成される「横断的な技術開発マネジメント手法」を一層積極的に開発し、その高度化を図ることとする。これにより、今後、NEDOが民間企業等に対し、技術面での価値向上のための一般的助言やマネジメントサービスの提供を行うことも期待される。
- ・ 一方、NEDOを取り巻く環境は大きく変化している。我が国経済の産業構造転換が一層進展するとともに、先進国のみならず新興国との競争の激化等の影響により、我が国産業の国際的競争力の低下が進んでおり、イノベーションの推進による競争力強化が一層求められている。特に、我が国企業においては、企業間競争の激化や短期的業績の重視により中長期的な研究が十分に行えなくなっていること、世界的にオープンイノベーションの取組が進む中でこうした動きに十分に対応できていないこと、新しい技術シーズの事業化に積極的な中堅・中小・ベンチャー企業が十分な資金や人材を得にくい状況にあることなど、産業技術政策の観点から対応が必要な政策課題が顕在化してきている。
- ・ また、東日本大震災や東京電力福島第一原子力発電所事故を受け、我が国の産業政策やエネルギー政策ひいては産業技術政策の抜本的見直しが求められてきている。一方で、こうした環境変化に併せて、NEDOの役割・重要性に係る期待もまた、これ

まで以上により一層高まってきている。

- ・ N E D O は、産業技術政策上の要請に真の意味で十分応えられるよう、また、技術開発支援の面で国内外の関係機関に大きく貢献できるよう、技術開発面で国際水準に即した目標を有する「世界に通用する、世界最先端の技術開発マネジメント機関」を目指すものとする。
- ・ そのためには、先進各国の技術開発マネジメント機関やファンディング・エージェンシー等との一層密接な連携・協業により、それらが有する、参考とすべき特徴的なマネジメント手法やノウハウ・経験等を十分取得するとともに、自らの組織・人員体制の不断の見直しを行い（縦割り組織と横割り組織との関係整理など）、グローバルな視点で技術戦略を継続的に策定・改定していく体制・機能の強化や、プロジェクト・マネージャー（以下「PM」という。）への大幅な権限付与、アワード方式の導入等による技術開発マネジメント機能の強化、新たなイノベーションの担い手として期待される中堅・中小・ベンチャー企業への支援強化など、実用化・事業化の更なる推進等に向けたプロジェクト管理・評価体制を構築するものとする。
- ・ 上記のN E D O のミッションやN E D O を取り巻く環境変化への対応を念頭に、具体的には、
 - ① 技術開発マネジメントの機能強化
 - ② 技術開発型ベンチャー企業等の振興
 - ③ オープンイノベーションの推進
 - ④ 国際共同事業の推進
 - ⑤ 技術開発成果の事業化支援
 - ⑥ 情報発信等の推進
 - ⑦ 人材の流動化促進、育成などの業務を、積極的に推進することとする。
- ・ 加えて、コンプライアンスや情報公開・情報管理等の内部統制の強化、間接経費の削減、事業者選定方法の公正性・透明性、予算の適正配分・透明性の確保・向上など業務運営の効率化、適正化を引き続き実施するものとする。

1. 中期目標の期間

N E D O の平成25年度から始まる第3期における中期目標の期間は、5年間（平成25年4月～平成30年3月）とする。

2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

(1) 技術開発マネジメント関連業務

N E D O は、エネルギー分野をはじめとする産業技術分野全般に関する最新の技術動向や政策動向を的確に把握し、政策当局と密接に連携しつつ、産業技術政策などの

実施機関として適切に技術開発マネジメント関連業務を行うことにより、我が国の産業競争力の強化及び国民経済の発展並びに内外のエネルギー・環境問題の解決に貢献するものとする。その際、民間企業、大学、公的研究機関、技術研究組合等との適切な連携により、事業を効率的・効果的に実施することとする。

また、費用対効果等の不確実性が高くとも、将来の産業・社会に大きな影響をもたらし得る技術開発には、マネジメント全体の中で、公的資金の活用も含めたりスクの軽減など、リスクマネジメントの高度化も図りながら、果敢に取り組むことが必要である。加えて、イノベーションの担い手として重要な技術集約型の中堅・中小・ベンチャー企業の積極的な活用を図るものとする。

技術開発マネジメント関連業務については、事業終了段階での事後評価結果（ii）b. に後述）とともに、追跡評価によって把握される以下の結果により評価し、それを公表するものとする。

- 1) 「ナショナルプロジェクト」（民間企業等のみでは取り組むことが困難な、実用化・事業化までに中長期の期間を要し、かつリスクの高い技術開発関連事業）であって、
2) 以外のものについては、その特徴・性格を踏まえ、技術開発期間の短期化やリスク回避に決して繋がることがないように十分留意した上で、事業終了後、5年経過後の時点での実用化達成率（製品化又は上市段階の比率。以下同じ。）を25%以上とすることを目標とし、その達成状況を評価する。
- 2) 「ナショナルプロジェクト」のうち、非連続なイノベーションの創出を目的として行われる技術開発関連事業であって、特にリスクの高いもの（以下「非連続ナショナルプロジェクト」という。）については、実用化・事業化の見通し、獲得された知見の他の技術や用途への波及効果等の観点から多面的に評価する。
- 3) 「実用化促進事業」（実用化・事業化に比較的近い技術の実用化促進を目的とする民間企業等によるテーマ公募型の技術開発関連事業）については、技術開発成果の達成とともに実用化・事業化を一層重視するとの観点から、事業終了後、3年経過後の時点での実用化達成率を30%以上とすることを目標とし、その達成状況を評価する。

加えて、イノベーションの担い手として重要な技術集約型の中堅・中小・ベンチャー企業の育成・支援に意識的に取り組む観点から、新規採択額に占める中堅・中小・ベンチャー企業の採択額の割合を20%以上とすることを目標とし、その達成状況を評価し、それを公表するものとする。

※中堅企業：従業員1,000人未満又は売上1,000億円未満の企業であって中小企業を除く。

① 技術開発マネジメントの機能強化

NEDOは、ナショナルプロジェクト及び実用化促進事業について、事業の企画（Plan）、実施（Do）、評価（Check）、更にその結果を反映・実行（Action）させた次の計画、実施及び評価へとつなげるPDCA（企画－実施－評価－反映・実行）サイクルを深化させ、それら各段階におけるより高度な技術開発マネジメントを実践するものとする。

i) 企画（Plan）／実施（Do）

i) -1 ナショナルプロジェクト（実証事業を除く。）

ナショナルプロジェクト（実証事業を除く。）については、以下の方針の下で実施する。ただし、平成26年度までに開始され、平成27年度以降、大幅な見直しを行わないものについては、i) -2の実証事業と同様に扱うものとする。

a. 技術戦略及びプロジェクト構想の策定

技術戦略及びプロジェクト構想を策定する専門部署を設け、政府及び公的シンクタンク等他機関とも連携し、グローバルな視点で技術戦略を策定・改定するとともに、この技術戦略を基盤として、プロジェクト構想を策定する。

b. PMの選定

NEDOは、プロジェクト構想が策定された段階で、プロジェクト毎にPMを選定する。

PMは、基本計画の策定（下記c.）、実施体制の構築（下記d.）、プロジェクトの実施（下記e.）等、プロジェクトの進行全体を企画・管理するものとし、その任務の実施に当たって必要となる資金配分や技術開発内容の見直し、実施体制の変更の権限と裁量を有するものとする。

このため、NEDOは、PMの任務・責任・権限等に係る規程を整備するとともに、PMの評価やガバナンスに関する仕組みを整備するものとする。

c. 基本計画の策定

PMは、技術戦略及びプロジェクト構想を踏まえ、実施者の発掘等を行い、プロジェクト終了時や途中時点での達成目標を明確に示した基本計画を策定するものとする。達成目標については、実用化・事業化に伴う市場創出効果や雇用創出効果のみならず、広範な産業への波及効果、新産業の創出も含めた中長期的視点からの我が国産業競争力強化への貢献、内外のエネルギー・環境問題を始めとする社会的課題の解決への貢献等の面からインパクトの大きいチャレンジング

なものを設定する。

その際、産業界・学術界等の外部の専門家の知見や国民からの意見を幅広く収集するとともに、技術・市場動向調査や知財・標準化戦略策定等の準備の綿密さに、より重点を置き、事前評価を行うこととする。

d. 実施体制の構築

PMIは、策定した基本計画を公表し、事業実施者を早期に公募する。

PMIは、公募に対する応募内容を踏まえながら、実施体制（案）を策定する。

PMIは、策定した実施体制（案）について、NEDO外部の専門家・有識者等からなる検討委員会の意見を踏まえ、実施体制を決定する。

その際、決定した実施体制の公表や実施体制に含まれなかった者に対する理由の通知を行う等、実施体制の決定過程の透明性を確保することとする。また、公募から事業開始までの期間を事業毎に設定し、事務の合理化・迅速化を図ることとする。

e. プロジェクトの実施

PMIは、事業全体の進捗を把握・管理し、その進捗状況を踏まえて、資金配分や技術開発内容の見直し、実施体制の変更を検討・実施するものとする。

f. ステージゲート方式の導入

ナショナルプロジェクトの実施段階において、プロジェクト期間を複数のステージに分割し、採用すべき技術が確定できない初期のステージでは複数の選択肢を並行的に試み、次のステージに移行する際、評価を行うゲートを設け、技術の取捨選択や技術の融合、必要な実施体制の見直し等を柔軟に図る「ステージゲート方式」を原則として活用するものとする。

g. アワード方式の導入

ナショナルプロジェクトの企画段階又は実施段階において、挑戦的なテーマに対し広い範囲から技術やアイデアを取り込んでいく観点から、優れた成果を上げた案件に対して懸賞金を支払うコンテストを設けることでイノベーションを加速する「アワード方式」をナショナルプロジェクトの特性に応じて活用することができるものとする。

i) - 2 実証事業及び実用化促進事業

実証事業及び実用化促進事業については、以下の方針の下で実施する。

a. 実証事業に係る基本計画の策定等

実証事業については、国際的な競争水準から見て遜色ない技術に係るテーマを中心に推進するとともに、新エネルギー関連の技術分野など、重点分野化・骨太化を図るものとする。

その際、上記の実用化達成率に係る目標達成のためにも、NEDOは政府と一層の連携の下、一体となって事業の企画立案等に参画することとする。

また、事業毎に、事業終了時や中間時点での達成目標を定量的かつ明確に示した基本計画を策定するものとする。

その際、本目標が一層合理的なものとなるよう、産業界・学术界等の外部の専門家の知見や国民からの意見を幅広く収集するとともに、市場創出効果、雇用創造効果、広範な産業への波及効果、中長期的視点からの我が国産業競争力強化への貢献、内外のエネルギー・環境問題を始めとする社会的課題の解決への貢献（いわゆる「社会実装」の程度）、費用対効果などの観点から、事前評価を行うこととする。

b. 公募

円滑かつ迅速な事業実施を図るため、客観的な採択基準を策定・公表し、早期に公募を開始することとする。

特に、実用化促進事業については、地方の提案者の利便にも配慮し、地方を含む公募説明会の一層の充実を図るとともに、採択件数の少ない事業を除き、制度運用状況等を踏まえつつ、年度の枠にとられない随時の応募相談受付と年間複数回の採択を行うものとする。

c. 選定・採択

事業実施者等の採択に当たっては、審査・採択基準に基づき、NEDO外部からの専門家・有識者等を活用した客観的で公正な審査を行うとともに、採択結果の公表や不採択者に対する不採択理由の通知を行う等、審査過程の透明性を確保することとする。また、公募から採択までの標準処理期間を設定し、事務の合理化・迅速化を図ることとする。

実証事業については、これまでの実用化に係る実績を十分踏まえた参加企業の選定・採択を行うものとする。また、事業に参加する企業が複数である場合は、当該企業間の競争・協調関係に基づく、適切な役割分担を明確に認識した上で、事業実施体制を構築することとする。他方、費用対効果等の不確実性が高くとも、将来の産業・社会に大きな影響をもたらし得る技術開発についても、その点を一定程度評価することとする。

また、実用化促進事業については、事業実施者の経営能力を審査過程で重視

するとともに、比較的短時間で成果が得られ、早期に高い市場創出・経済活性化の効果を有し得るものを重視して採択するものとする。

さらに、採択された事業実施者に対しては、技術の早期実用化・事業化を図るため、技術開発面のみならず、経営面における支援等を必要に応じ、行うこととする。

ii) 評価 (Check) / 反映・実行 (Action)

個々の事業に係る各種評価 (中間評価、事後評価及び追跡評価) については、外部の専門家・有識者を活用し厳格に行うものとする。

また、これらの評価結果から得られた、技術開発マネジメントに係る多くの知見・教訓・好事例等を蓄積することにより、マネジメント機能全体の改善・強化に反映させることとする。

さらに、各評価結果については、技術情報等の流出等の観点に配慮しつつ、可能な範囲で公表するものとする。

a. 中間評価等

事業実施期間を5年以上とするナショナルプロジェクトについては、数値化された指標を用いて中間評価を厳格に実施し、中間目標達成度を把握するとともに、その結果に基づき、事業の加速化 (年度途中における開発成果創出促進制度の適用等)・縮小・中止・見直し等を迅速に行うものとする。

特に、中間目標に対し、評価結果が一定水準に満たない事業については、原則として中止し、その財源を加速化すべき事業に充てることとする。

また、中間評価を行わない年度においても、事業の進捗状況を一層詳細に把握し、事業の加速化・縮小等を迅速に行うものとする。

ただし、非連続ナショナルプロジェクトについては、ステージゲート方式において次のステージに移行する毎に、技術の取捨選択や技術の融合、必要な実施体制の見直し等を柔軟に図るものとする。

b. 事後評価

ナショナルプロジェクト及び実用化促進事業については、各事業の終了後、外部の専門家・有識者を活用し、数値化された指標を用いて、技術的成果、実用化・事業化の見通し等の観点から、事後評価を実施し、評価結果を以後のマネジメント業務の改善に反映させるものとする。

ただし、非連続ナショナルプロジェクトについては、上記の観点に加え、新たな知見の獲得、獲得された知見の他の技術や用途への波及効果等の観点から、その成果を評価するものとする。

その際、NEDOが策定した基準において、ナショナルプロジェクトについては、8割以上が合格、6割以上が優良との評価を、また、実用化促進事業については、6割以上が順調との評価を得ることとする。

c. 追跡評価等

ナショナルプロジェクトについては、事業終了後も、参加企業を始めとする事業実施者に働きかけを行い、その成果の実用化・事業化を推進するため、これまで以上に分野横断的かつ緻密に、追跡評価（追跡調査及びその結果分析等）を実施することとする。

ただし、非連続ナショナルプロジェクトについては、実用化・事業化の見通し、獲得された知見の他の技術や用途への波及効果等の観点から多面的に評価することとし、専門分野の外部有識者による評価結果を活用しつつ、必要な場合には上記ナショナルプロジェクトよりも長期的に、追跡評価を実施することとする。

その際、様々な角度からの分析を引き続き行うことにより、新たなプロジェクト（非連続ナショナルプロジェクトを除く。）の採択時には、これまでの実用化に係る実績（実用化率等）を十分踏まえた参加企業の選定を行うものとする。また、成功事例のみならず、非継続・中止となった事業の要因の分析等を行うことも含め、追跡評価を通じ、これまでのナショナルプロジェクトに係る総合的、定量的な評価を行うこととする。

さらに、委託先に帰属する特許権等について、委託先における事業化の状況及び第三者への実施許諾の状況等につき引き続き毎年調査し、適切な形で対外的に公表することとする。

iii) その他

事業の実施に当たり、引き続き、交付申請・契約・検査事務などに係る事業実施者の事務負担を極力軽減するとともに、委託事業においては技術開発資産等の事業終了後の有効活用を図るものとする。

また、プロジェクトの円滑な推進及び成果の実用化・事業化を推進するため、事業実施者間における知的財産権の取扱いに関するルール化（合意文書策定）や、知的財産権に係わる委員会設置等の体制整備の取組を促すこととする。さらに、NEDOにおいて適切な知的財産マネジメントを実施するための体制強化を図り、公募段階から知的財産マネジメントの方針を提示するなど、NEDOが各プロジェクトにおける知財方針の策定を主導する。

さらに、事業の予見性を高めるとともに進捗に応じた柔軟な執行を可能とするために導入した「複数年度契約」や、技術開発のニーズに迅速に応える「年複数

回採択」等の制度面・手続き面の改善を引き続き行うこととする。

また、各年度期末における運営費交付金債務について、その発生要因等を厳格に分析し、減少に向けた努力を行うとともに、不正事案の発生を抑制するため、事業者側に不正に関するリスク管理等についての啓蒙の徹底を図るなど、不断の取組を一層強化するものとする。

② 技術開発型ベンチャー企業等の振興

経済の活性化や新規産業・雇用の創出の担い手として、新規性・機動性に富んだ「技術開発型ベンチャー企業」等の振興が一層重要になってきていることにも鑑み、ベンチャー企業への実用化助成事業における取組等を一層推進する。具体的には、専門家による海外を含めた技術提携先や顧客の紹介、知財戦略の策定など、NED Oによる技術・経営両面での支援機能を強化し、実用化・事業化を一層推進することとする。

上記事業の実施に当たっては、我が国におけるベンチャー・エコシステムの構築が重要であることに鑑み、諸外国の先進的な取組も参考にしつつ、海外からのベンチャーキャピタルや起業前後のスタートアップへの投資・指導等を行うシード・アクセラレーター等の誘致を行うとともに、我が国のベンチャーキャピタルやシード・アクセラレーター等の育成につながるような形で、技術開発型ベンチャー企業等への支援を行うものとする。

③ オープンイノベーションの推進

製品サイクルの短期化や技術知識の高度化に伴い、コア技術は自社で磨きつつも外部の技術・知識等を活用する「オープンイノベーション」の取組が世界的に進展し、企業の国際競争力上、重要となってきている。このため、我が国企業のオープンイノベーションの取組を推進すべく、産業界の取組への関与・支援、技術ニーズと技術シーズのマッチングの推進、中堅・中小・ベンチャー企業と革新的な技術シーズを事業化に結びつける「橋渡し」機能の能力を有する機関との共同研究への支援を行うものとする。

④ 国際共同事業の推進

我が国発の優れた技術の発展や、海外市場を開拓する事業者の支援をより積極的に行うため、最先端の技術を持つ内外の企業による国際共同研究プロジェクト等に対し、NED Oが外国の技術開発マネジメント機関等とともに「コファンド形式」等により資金支援を行うことなどの試みを、毎年度積極的に推進することとする。これにより、我が国企業の国際展開や海外企業も含めたオープンイノベーションの進展を支援し、これに対応したグローバルな技術開発マネジメントに係る事業を、

一層推進するものとする。

⑤ 技術開発成果の事業化支援

研究開発の成果の実用化及びこれによるイノベーションの創出を図るため、NEDOの研究開発の成果を事業活動において活用しようとする者に対する出資（金銭の出資を除く。）並びに人的及び技術的援助を行う。加えて、産業革新機構など事業化促進に資する機能を有する外部機関と積極的に提携することにより、技術開発の成果の事業化を促進するものとする。

技術開発の成果が速やかに実用化・事業化につながるよう、NEDOとして事業者に対し、技術開発成果を経営において有効に活用するための効果的方策（技術開発マネジメント、テーマ選定、提携先の選定、経営における活用に向けた他の経営資源との組み合わせ等）を提案するなど、技術経営力の強化に関する助言を積極的に行うものとする。

「標準化官民戦略」（平成26年5月15日標準化官民戦略会議決定）に基づく「新市場創造型標準化制度」の活用も含めた標準化の推進により、市場や技術の特性を踏まえ、技術開発成果のISO・IEC等の国際標準化やJIS化を図るものとする。

技術開発の成果をユーザにサンプル提供し、その評価結果から課題を抽出するサンプルマッチングを行う等、技術開発の成果のユーザ・市場・用途の開拓に係る支援を行うものとする。

⑥ 情報発信等の推進

NEDOがこれまで実施してきている技術開発マネジメントに係る成功事例を幅広く選定し、積極的にPRを行うなど、産業界を含め、国民全般に対し、NEDOの事業により得られた具体的な技術開発成果の見える化を図り、幅広いソリューションの提供を行うこととする。

その際、必要に応じ、英語版を含む外国語版の媒体を製作することにより、世界への情報発信を行うものとする。

また、特に産業界との関係については、NEDOの認識を一層深めてもらうとともに、産業界のニーズや経営方針を反映するため、最高経営責任者（CEO）をはじめとする企業経営層との一層の連携強化を図り、技術開発成果の実用化・事業化への取組強化への働きかけを行うこととする。

さらに、展示会等において、技術開発成果を積極的に発表することにより、企業とのマッチングの場を設け、成果の普及促進を図るものとする。

⑦ 人材の流動化促進、育成

技術開発マネジメントについて、内部人材の育成を図るとともに、プロジェクト管理等に係る透明性を十分に確保した上で、一定の実務経験を有する優秀な人材など、外部人材の中途採用等を毎年度実施し、人材の流動化を促進することにより、NEDOのマネジメント能力の底上げを図るものとする。

また、民間企業や大学等の技術開発における中核的人材として活躍しイノベーションの実現に貢献するPM人材の育成を図るため、将来のPM人材の候補を採用して多様な実践経験を積ませることや、民間企業・大学・NEDOを含む研究開発法人においてすでに技術開発マネジメントの実績を有する人材を積極登用するなど、PM人材のキャリアパスの確立に貢献するものとする。

⑧ 技術分野ごとの目標

技術分野ごとの目標は以下のとおりとし、NEDOはこれに従い技術開発を実施するものとする。NEDOは、① i) i) - 1 a. により策定する技術戦略により、この目標を具体化、詳細化するものとする。

i) 新エネルギー分野

平成23年3月11日に発生した東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故を受け、新エネルギーへの期待が高まっている。一方、大規模な新エネルギーの導入を実現するためには、低コスト化、系統安定化対策、立地制約、信頼性向上など様々な技術的課題があり、これらを確実に克服していくことが必要である。また、新エネルギー技術に係るイノベーションの促進及び産業競争力の強化等に向け、以下の取組を行うこととする。

さらに、今後再生可能エネルギーの市場の拡大が見込まれる国々との間でパートナーシップの構築に向けたネットワーク強化を図るとともに、当該国・地域における技術実証等を行うものとする。

a. 太陽光発電

太陽光発電の大量導入に向け、長期的に太陽光発電の発電コストを基幹電源並みに低減させるため、低コスト化に係る技術開発及び太陽光発電の導入拡大の障害となっている要因を分析し、導入ポテンシャルの拡大に貢献する技術開発等を行うものとする。また、技術の差別化による競争力強化、高付加価値化による用途拡大・新たなビジネス創出を図るための取組を行うこととする。

さらに、諸外国の関係機関との間で戦略的な提携関係を構築し、人材育成、共同技術開発、実証事業、情報交換等多様なツールを活用して支援することとする。

b. 風力発電

風力発電の大量導入に向け、風力発電の一層の低コスト化に資する技術開発やメンテナンス技術の高度化等に向けた取組を行うとともに、環境アセスメント対応の円滑化や洋上風力の普及拡大等に貢献する取組を行うものとする。

また、技術の差別化による競争力強化等に向け、超大型洋上風車技術の確立に向けた技術開発等を行うこととする。

c. バイオマス

食糧供給に影響しないバイオ燃料製造技術を将来的に確立するための技術の開発・実証を行うとともに、微細藻類を使ったジェット燃料など次世代バイオ燃料の製造技術を確立するための技術開発を行うものとする。また、バイオマス燃料の既存発電システムでの活用促進や効率的な熱利用の推進に向けた技術等の開発を行うこととする。

d. 海洋エネルギー発電

海洋エネルギー発電技術について、中長期的に他の再生可能エネルギーと同程度の発電コストを達成することを目指し、技術の開発・実証を行うこととする。

e. 再生可能エネルギー熱利用

地熱発電の導入拡大に向け、発電技術の小型化・高効率化等に向けた技術開発を行うものとする。また、低コストな熱計測技術の開発・実証を行うとともに、地熱以外の熱の利用拡大を図るべく必要な調査等を行うこととする。

f. 系統サポート

新エネルギーは出力が不安定な電源であり電力安定化等に向けた取組が必要であることから、出力変動に対する予見性の向上のために必要な技術開発を行うこととする。

g. 燃料電池・水素

家庭用燃料電池の普及拡大及び業務用・発電事業用燃料電池の実用化を図るための技術開発、標準化等に資する取組を行うとともに、次世代燃料電池等に関する技術開発を行うものとする。

また、燃料電池自動車の普及拡大と水素供給インフラの整備促進に向け、燃料電池及び水素ステーションの低コスト化等に向けた技術の開発・実証を行う

とともに、規制適正化等に資する取組を行うこととする。

さらに、水素を利用したエネルギーシステムの実現に向けた技術開発等を行うこととする。

ii) 省エネルギー分野

大幅な省エネルギー効果が見込まれ、エネルギー・産業構造の変革に貢献する省エネルギー技術の開発と、産業競争力の強化の観点からの省エネルギー製品・技術の海外展開の加速化を着実に推進するための取組を行うものとする。

産業分野については、エネルギー消費比率上位の産業を中心として、更なる効率改善を図るための取組を行うこととする。

家庭・業務分野については、住宅や業務用ビルの省エネルギーを推進するための技術開発を行うものとする。

運輸分野については、自動車等単体対策に加え、交通流対策等にも資する技術の活用を検討等にも取り組むこととする。

各分野に共通する技術は横断的分野として捉え、様々な分野でその適用が拡大している「ヒートポンプ」、電気電子機器の電源の高効率化を支える「パワーエレクトロニクス」、都市や街区レベルでのエネルギー利用最適化を図るエネルギーマネジメント技術に資する「熱・電力の次世代ネットワーク」等に係る技術開発に取り組むこととする。

iii) 蓄電池、エネルギーシステム分野

a. 蓄電池

我が国が競争力を確保するため、今後大きな成長が望め、かつ我が国の優位性を活かすことが出来る分野における蓄電池に注力し、技術開発を実施するものとする。

また、産学の技術進展を加速する共通基盤技術として、蓄電池材料の評価手法の確立等に取り組むこととする。

さらに、IECやISO等における国際標準の制定・見直しの場で、我が国主導による国際標準化を促進するものとする。

b. スマートグリッド、スマートコミュニティ

電力システム安定化に向けた取組に注力することとし、系統側におけるスマートグリッド、需要側におけるスマートコミュニティ、発電側における再生可能エネルギーの能動的出力調整技術、これらを支える蓄電技術といったシステム全体にわたる技術の開発・実証を、総合的に推進するものとする。

iv) クリーンコールテクノロジー（CCT）分野

石炭火力の高効率化・低炭素化を目指すため、これまでのプロジェクトでの成果を活用するとともに、高効率の燃料電池に適用可能な石炭ガスのクリーンアップ技術等の要素技術開発を推進することとする。

また、CO₂分離回収技術を適用してもエネルギー効率の低下が最小限に抑制される石炭ガス化複合発電（IGCC）システム等の要素技術開発、システム内の未利用廃熱を活用した高効率化技術等の基盤的研究を推進することとする。

さらに、我が国の優れた低品位炭の改質技術を海外に普及、促進を支援することとする。また、高効率、低コストの石炭改質技術の開発を推進することとする。

製鉄プロセスについては、CO₂削減に資するべく、環境調和型製鉄プロセス技術開発を推進することとする。

v) 環境・省資源分野

a. フロン対策技術

代替フロン等4ガス（HFC、PFC、SF₆、NF₃）については、競争力をより強化するためのシステムの効率化や、コストダウン等を視野に入れつつ、新たな低温温室効果冷媒の合成開発や高効率な空調機器の技術開発を推進し、併せて低温温室効果冷媒の性能評価及び安全性評価に取り組むものとする。

b. 3R分野

資源確保の観点から、レアメタル等の希少資源に関するリサイクルシステムの構築に向けた技術開発を実施することとする。

また、リサイクル産業の海外展開に向けた技術の開発・実証については、日本国内（又は他の先進国）と同等以上の水準を達成することを目指すこととする。

c. 水循環分野

要素技術開発においては、水処理システムの長期安定化運転等の実証による競争力強化を目指すこととする。

また、国内の中小企業等を対象とした暫定排水基準解除のための技術確立を推進することとする。

さらに、国内における要素技術の開発にとどまらず、国内外への展開を支援することとする。

d. 環境化学分野

将来にわたっても持続的に化学製品を製造するために必要なグリーン・サス

テナブルケミストリー（GSC）プロセスの技術開発を、引き続き行うこととする。

e. 民間航空機基盤技術

環境負荷低減、運航安全性向上等の要請に対応した航空分野の基盤技術力の強化を図るための技術の開発・実証試験等を行うこととする。

vi) 電子・情報通信分野

技術革新のスピード、ビジネス環境の変化等を踏まえつつ、我が国経済・社会の基盤としての電子・情報通信産業の発展を促進するため、電子デバイス、家電、ネットワーク／コンピューティングに関する課題について、重点的に取り組むものとする。

電子デバイスについては、我が国の電子関連企業の競争力向上と新市場開拓のために、低消費電力、高速処理、高信頼性、設計期間の短縮化等のデバイス技術開発等を推進することとする。

家電（ディスプレイ、有機トランジスタ、照明等）については、低消費電力化、軽量化、低コスト化等を目指した技術開発等を行うこととする。

ネットワーク／コンピューティングについては、通信機器やサーバにおける高速、低消費電力化等のニーズに対応するため、光・電子融合技術等を中心とした技術開発を行うとともに、それらを組み合わせたシステム開発等を行うこととする。さらに、情報通信機器等におけるシステムとしての低消費電力性能を大幅に向上するため、集積回路内の電力消費制御等に係る技術開発を行うこととする。

vii) 材料・ナノテクノロジー分野

我が国の産業構造の特徴を活かし、川上、川下産業の連携、異分野異業種の連携を図りつつ、革新的材料技術・ナノテクノロジーや希少金属代替・使用量低減技術等の課題に重点的に取り組むこととし、以下の技術開発を推進するものとする。

a. 革新的材料技術・ナノテクノロジー

市場ニーズに対応した高強度化、軽量化等の高機能材料に関する技術開発をユーザ企業と連携し、将来の製造コストダウンも考慮して実施することとする。

b. 希少金属代替・使用量低減技術

需給変動の大きい希少金属について継続的に需給状況等の調査を行いつつ、我が国産業にとって優先度が高い希少金属については、その代替・使用量低減

に関する技術開発を推進することとする。

viii) バイオテクノロジー分野

本分野については、平成27年度以降、独立行政法人日本医療研究開発機構法における医療分野を除いて実施することとする。

a. バイオシステム分野

我が国の製薬産業では、近年新たな医薬品の創出が伸び悩み、輸入超過の傾向が大きくなってきている。また、「再生医療」について、実用化においては世界的にも黎明期にあり各国による熾烈な競争が行われている。そのためゲノム情報・制御関連技術及び細胞機能解明・活用技術への取組、これをもって革新的医薬品創出や個別化医療の実現、再生医療の産業化の促進に向けた取組を行うこととする。

b. 医療システム分野

医療機器市場は今後も大きな成長が見込まれており、また、我が国の優れた技術を活かし、新規市場の開拓と国際競争力を強化していくことは、我が国の経済を牽引する産業としても大きな期待が寄せられている。このような背景の下、がんの早期診断・治療、再生医療デバイス、スマートヘルスケア、福祉機器の4分野への取組に注力することとする。

ix) ロボット技術分野

中小企業やこれまでロボットが導入されていなかった分野へのロボット利用の拡大に向けて、新しいコンセプトの産業用ロボットの技術開発等に取り組むこととする。

また、サービスロボットの国内安全基準や試験・認証体制の整備を進めるとともに、ロボット介護機器の各種標準化や開発・導入支援に取り組むこととする。

さらに、ロボット技術の活用への期待が高い災害対応ロボットや無人システム、ロボット技術を活用したメンテナンス用機器の開発・導入支援等についても取り組むこととする。

加えて、人工知能を含めた次世代ロボット技術について、技術戦略の策定やワークショップの開催等を通じて、我が国全体の技術開発の促進を図るとともに、重要な技術についてその開発に取り組むこととする。

x) 新製造技術分野

ものづくり基盤技術として、短時間、高品質の製造及び量産に耐えうるコスト

構造の確立のため、難加工材料等の先進材料の切断など、次世代製品の加工システムを3種類以上実用化することとする。

新しい製造システムとして、大規模な生産設備が不要で、設備投資とエネルギー消費を大幅に削減できる少量多品種生産に対応した製造システムの実用化に向けた技術開発等を行うこととする。

xi) I T融合分野

ビッグデータを、コンピューティング能力を活用することにより、異種産業が融合した、いわゆるI T融合による新産業の創出を目指すための取組を行うとともに、I T融合の実現に必要となる、ビッグデータのリアルタイム処理や、モバイルの基盤技術を確立するものとする。

xii) 国際展開支援

エネルギー・環境分野や産業技術分野等における各国の政策、規制環境等を踏まえ、日本の優れた技術を核に、海外実証事業等を、強力に推進することとする。

xiii) 境界・融合分野

生涯健康や安全・安心等を中心とした社会ニーズや社会的貢献の実現を視野に入れ、高付加価値MEMS（微小電気機械システム）等を活用しつつ、各分野の境界分野及び分野を跨ぐ技術の融合領域における技術開発を推進することとする。

(2) クレジット取得関連業務

NEDOは、引き続き、政策当局と緊密な連携の下、クリーン開発メカニズム（CDM）・共同実施（J I）・グリーン投資スキーム（GIS）プロジェクトによる京都メカニズムクレジットの取得業務に、最大限努力するものとする。

業務の実施に当たっては、費用対効果を考えつつ必要な量のクレジットを確実に取得するため、契約の相手先等を原則として公募するとともに、国際交渉上の観点や政策的な観点からプロジェクトの種類や契約相手について選択的な条件を付して取得することも検討することとする。また、原則として随時の応募受付と速やかな審査・採否の決定を行うとともに、審査において適正に評価する体制を構築し、クレジットの取得に伴うリスクの低減を図ることとする。なお、国際ルール等を踏まえ、クレジットを生成するプロジェクトに係る環境に与える影響及び地域住民に対する配慮を徹底することとする。

効率的かつ効果的な業務管理・運営のため、クレジット取得に係る事業を取り巻く環境の変化等を踏まえて柔軟かつ適切に対応するとともに、個々のプロジェクトの進

捗状況の把握、NEDO内の関係部門との連携等を行うこととする。また、外部の専門家・有識者による、クレジットの市場動向等を踏まえた検証及び評価を受けるとともに、その結果を基に必要な見直しを行うこととする。

なお、契約相手先の名称、取得契約に係るクレジット量並びに毎年度の取得量及び取得コストの実績について、我が国が不利益を被らないよう公表時期・内容について十分留意した上で、可能な限り公表することとする。

(3) 債務保証経過業務・貸付経過業務

新エネルギーの導入に係る債務保証業務については、制度の安定運用を図りつつ、新エネルギーの導入目標達成に向け、適切な実施に努めることとする。

鉱工業承継業務に係る貸付金の回収については、債権の管理を適切に行い、回収額の最大化を計画的に進め、約定回収等を終了した時点をもって廃止するものとする。

3. 業務運営の効率化に関する事項

(1) 機動的・効率的な組織・人員体制

関連する政策や技術動向の変化、業務の進捗状況に応じ機動性・効率性が確保できるような柔軟な組織・人員体制を整備することとする。その際、人員及び財源の有効利用により組織の肥大化の防止及び支出の増加の抑制を図るため、事務及び事業の見直しを積極的に実施するとともに、人員及び資金の有効活用の目標を設定し、その達成に努めるものとする。

特に、PM等、高度の専門性が必要とされる役職については、産学官からの優れた人材の登用を行うこととする。また、外部人材の登用等に当たっては、利害関係者排除の措置を徹底するなど、更なる透明性の確保に努めるものとする。

また、NEDO職員の民間企業への派遣も含め、人材の流動化を促進するとともに、NEDOのマネジメント人材の育成に努め、NEDOのマネジメント能力の底上げを図ることとする。

さらに、常に時代の要請に対応した組織に再編を行い、本部、国内支部、海外事務所についても、戦略的・機動的に見直しを行うこととする。

(2) 自己改革と外部評価の徹底

全ての事業につき厳格な評価を行い、不断の業務改善を行うこととする。また、評価に当たってはNEDO外部の専門家・有識者を活用するなど適切な体制を構築することとする。その際、評価は、技術評価と事業評価の両面から適切に実施し、その後の事業改善へ向けてのフィードバックを適正に行うこととする。また、PDCAサイクルにより、マネジメント・サイクル全体の評価が可能となるような仕組みを深化させ、「成果重視」の視点を貫くこととする。

(3) 職員の意欲向上と能力開発

個人評価においては、適切な目標を設定し、その達成状況を多面的かつ客観的に適切にレビューすることにより、評価結果を賞与や昇給・昇格に適切に反映させるとともに、職員の勤労意欲の向上を図ることとする。また、職員の能力開発を図るため、業務を行う上で必要な知識の取得に向けた研修の機会を設ける、技術開発マネジメントの専門家を目指す職員に外部の技術開発現場等の経験を積ませる、内外の技術開発マネジメント機関との情報交換を実施する、技術開発マネジメント関係の実践的研究発表を行うなど、当該業務実施に必要な知識・技能の獲得に資する能力開発に努めるものとする。

(4) 業務の電子化の推進

電子化の促進等により事務手続きの一層の簡素化・迅速化を図るとともに、NEDOの制度利用者の利便性の向上に努めることとする。また、幅広いネットワーク需要に対応できるNEDO内情報ネットワークの充実を図ることとする。情報システム、重要情報への不正アクセスに対する十分な強度を確保するとともに、震災等の災害時への対策を確実にを行うことにより、業務の安全性、信頼性を確保することとする。

このため、「独立行政法人等の業務・システム最適化実現方策（平成17年6月29日各府省情報統括化責任者（CIO）連絡会議決定）に基づきNEDOが作成した業務・システム最適化計画を実施するものとする。

(5) 外部能力の活用

費用対効果、専門性等の観点から、NEDO自ら実施すべき業務、外部の専門機関の活用が適当と考えられる業務を精査し、外部の専門機関の活用が適当と考えられる業務については、外部委託を活用するものとする。

なお、外部委託を活用する際には、NEDOの各種制度の利用者の利便性の確保に最大限配慮するものとする。

(6) 業務の効率化

中期目標期間中、一般管理費（退職手当を除く）及び業務経費（特殊要因を除く）の合計について、新規に追加されるものや拡充される分を除き、平成24年度を基準として、毎年度平均で前年度比1.08%の効率化を行うものとする。新規に追加されるものや拡充される分は翌年度から1.08%の効率化を図ることとする。

また、総人件費については、政府の方針に従い、必要な措置を講じるものとする。

さらに、給与水準については、ラスパイレス指数、役員報酬、給与規程、俸給表及び総人件費を引き続き公表するとともに、国民に対して納得が得られるよう説明する

こととする。また、給与水準の検証を行い、これを維持する合理的な理由がない場合には必要な措置を講じることにより、給与水準の適正化に取り組み、その検証結果や取組状況を公表することとする。

また、既往の政府の方針等を踏まえ、組織体制の合理化を図るため、実施プロジェクトの重点化を図るなど、引き続き必要な措置を講じるものとする。

(7) 随意契約の見直しに関する事項

契約の相手方及び金額について、少額のものや秘匿すべきものを除き、引き続き公表し、透明性の向上を図ることとする。

また、「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表するものとする。

(8) コンプライアンスの推進

内部統制については、更なる充実・強化を図るものとする。その際、総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が平成22年3月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）、及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人等の業務実績に関する評価の結果等の意見として各府省独立行政法人評価委員会等に通知した事項を参考にするものとする。

また、法令遵守や法人倫理確立等コンプライアンスの取組については、今後更なる徹底を図るべく、管理部門の効率化に配慮しつつ、NEDOが果たすべき責任・機能との関係でプライオリティをつけながら、事業部との連携強化等の内部統制機能の強化を図るとともに、講じた措置については全て公表することとする。特に、コンプライアンス体制については、必要な組織体制・規程の整備により、PDCAサイクル確立の観点から体系的に強化することとする。

さらに、不正事案については、事業者側に不正に関するリスク管理等についての啓蒙の徹底を図るなど、不正事案の発生を抑制するための不断の取組を、一層強化するものとする。

また、監査については、独立行政法人制度に基づく外部監査の実施に加え、内部業務監査や会計監査を、毎年度必ず実施することとする。

上記に加え、個人情報等の適切な保護・管理を行うため、個人情報へのアクセス権限の強化、研修の充実、マニュアルの充実等を図る。

4. 財務内容の改善に関する事項

(1) 繰越欠損金の増加の抑制

基盤技術研究促進事業については、管理費の低減化に努めるとともに、資金回収の徹底を図り、繰越欠損金の減少に努める。具体的には、技術開発成果の事業化や売上

等の状況について報告の徴収のみならず技術開発委託先等への現地調査を励行するとともに、必要に応じ委託契約に従った売上等の納付を慫慂することにより、収益・売上納付の回収を引き続き進めることとする。

また、終了評価において所期の目標が達成されなかった事業については、その原因を究明し、今後の技術開発に役立たせることとする。

(2) 自己収入の増加へ向けた取組

独立行政法人化することによって可能となった事業遂行の自由度を最大限に活用し、国以外から自主的かつ柔軟に自己収入を確保していくことが重要である。このため、補助金適正化法における研究設備の使用の弾力化、成果把握の促進による収益納付制度の活用など、自己収入の増加に向けた検討を行うとともに、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）において、「法人の増収意欲を増加させるため、自己収入の増加が見込まれる場合には、運営費交付金の要求時に、自己収入の増加見込額を充てて行う新規業務の経費を見込んで要求できるものとし、これにより、当該経費に充てる額を運営費交付金の要求額の算定に当たり減額しないこととする。」とされていることを踏まえ、自己収入の獲得に引き続き努めることとする。

(3) 資産の売却等

NEDOが保有する資産については、既往の政府決定等を踏まえた措置を、引き続き講じるものとする。

(4) 運営費交付金の適切な執行に向けた取組

各年度期末における運営費交付金債務に関し、その発生要因等を厳格に分析し、減少に向けた努力を行うこととする。